

## 指定区分及び規制の概要

国内希少野生動植物種には，規制内容の異なる3つの区分があります。捕獲等，譲渡し等（いわゆる取引。 あげる，売る，貸す，もらう，買う，借りる），輸出入等が規制される「（1）国内希少野生動植物種」，商業的 な繁殖技術が確立した種を，届出事業者が販売•譲渡する「（2）特定第一種国内希少野生動植物種」，販売•頒布を目的とした捕獲や譲渡し等が規制される「3特定第二種国内希少野生動植物種」です。
※このほか，ワシントン条約附属書l掲載種等に関する「国際希少野生動植物種」の制度があります。
－各指定区分の捕獲等及び譲渡し等の規制概要は以下のとおりです。

| 指定区分 | 指定基準等 | 捕獲等 |  | 譲渡し等 |  |  | 輸出 | 輸入 | 指定種の例 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | それ以外 |  | それ以外 |  |  |  |  |
| （1）国内希少野生動植物㮔 |  <br> 車俉がある種 | $\times$ | $\times^{* 1}$ | $\times$ | $\times^{* 1}$ | $\times$ | $x^{* * 3}$ | $0^{* * 4}$ | イリオモテヤマネコ，ミヤコタナゴ， ヤンバルテナナ゙コガネネ |
| （2）特定第一種国内希少野生動植物種 |  | $\times$ | $\times^{* 5}$ | O＊6 | O＊ | O＊6 | 0 | $\bigcirc$ | レブンアツモリソウ，ナンバンカモメラン， アマミデンダ等 |
| （3）特定第—種国内希少野生動植物種 | 流通等を目的とした捕蒦等を劗することにより種の保存か期待される種 | $\times$ | $\bigcirc$ | $\times$ | $\bigcirc$ | $\times$ | $\times^{* * 3}$ | O＊2 | トウキョウサンショウウオ，カワバタモロコ， タがメ，カワシンジュガイ等 |

※ 1 学術研究又は繁殖等，公益的な目的の捕獲や譲渡しで，環境大臣の許可を受けた場合は可能です。
$※ \mathbf{2}$ 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき承認を受ける必要があります。
※ $\mathbf{3}$ 学術研究や繁殖等の目的で，環境大臣の認定を受けた場合は可能です。
※4渡り鳥条約等に基づく指定種（トキ，タンチョウ，シマフクロウ等）の輸入時には証明書の添付が必要です。
指定されている種の一覧は こちらをご覧ください。
※ $\mathbf{5}$ 種の保存法第 30 条に基づく特定国内種事業に係る譲渡し又は引渡しのための繁殖を目的として行う捕獲等 で，環境大臣の許可を受けた場合には可能です。
※6 特定第一種国内希少野生動植物種の譲渡し又は引渡しを反復継続して行う場合は，特定国内種事業として あらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければなりません。


## 【規制内容】

$>$ 個体等（生死を問わない）は，販売や，有償•無償を問わず多数の人に渡すこと（頒布），こ れらにつながる陳列•広告（インターネットや SNSを含む），捕獲等（捕獲，採取，殺傷又は損傷） が禁止されています。（※販売•頒布については，右のフロー図もご覧ください。）
－個体の輸出等についても原則禁止されています。

## 【罰則】

特定第二種国内希少野生動植物種を含めた国内希少野生動植物の捕獲等や譲渡し等の規制に違反し た場合には，種の保存法の規定に基づき以下の罰則が適用されます。

## 個人の場合

5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金 またはその両方

## 法人の場合

1 億円以下の罰金


## よくある御質問

Q
指定前から飼育していた
個体も規制されますか。
Q 指定時に飼育していた個体は どのように扱えばよいですか。
規制されます
指定前から飼育されていた個体の飼育を継続するこ
A 指定前から飼育されていた個体やそれらから繁殖さ せた個体の販売•頒布も禁止されます。

A とは規制されません。野外に放出することなく，最後まで大切に飼育してください。

Q｜指定種の卵も規制の対象ですか。
｜特定第二種国内希少野生動植物種の指定種のうち，
A 両生類等の種の保存法施行令で定める一部の種につ A いては，卵や種子も規制の対象になります。

## Q｜指定種の標本も規制の対象ですか。

昆虫標本等の個体の全形を保った標本は種の保存法で定め
A る「加工品」に該当しますので規制の対象です。例えば， タガメの標本を販売•頒布することはできません。
－詳細は環境省ウェブサイトをご覧ください。
特定第二種国内希少野生動植物種の保全活動


事例 トウキョウサンショウウオの保全
1 （東京都あきる野市）
本種は森林に接した止水域で早春に繁殖するため，冬の間に繁殖場所となる浅い池を整備して保全を図ります。


事例 カワバタモロコの保全
2 （滋賀県彦根市）
生息域外保全と生息域復元のために，
（株）ブリデストン彦根エ場のビオトー プで導入試験を実施しています。


事例 タガメの保全
（兵庫県たつの市）
本種の安定的な産卵場所を増やすため，産卵の代替場所となる木の棒等を水田内に設置して保全を図ります。


- 特定第二種国内希少野生動植物種は絶滅危惧種です。むやみな捕獲はやめましょう。
- 捕獲•飼育した個体はみだりに別の場所に放すことなく，最後まで飼い続けましょう。一度飼育した個体を野外に放すと，病気を持ち込んだり，遺伝子を攪乱して地域の生態系に悪影響を及ぼすことが知られていますので，放さないようにしましょう。
－地域での保全の取組に参加してみましょう。

器境笔
Ministry of the Environment

環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室
〒100－8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2
TEL：03－3581－3351（代表）
H P：http：／／www．env．go．jp／nature／kisho

